

各務原市立緑苑小学校『いじめ防止基本方針』

令和5年度版

はじめに

ここに定める「緑苑小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日に施行、平成25年10月11日、平成29年3月16日に改定された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、平成29年3月に策定された「いじめ重大事態の調査に関わるガイドライン」を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものです。

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

教育活動全体を通じて、以下のいじめの基本認識に基づき、いじめの防止等に当たります。

- ・いじめは、いかなる理由があろうとも人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの学校、どの学級、どの集団にも起こり得る。
- ・いじめは、「いじめた側」と「いじめられた側」という加害・被害の関係が明確に区別できないケースが多く、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため入念な事実確認が必要である。

(3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見、早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守ります。
- ・すべての教職員が一致協力し、組織的な指導体制で対応するよう努めます。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底するよう努めます。
- ・児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度の醸成に努めます。
- ・指導の後にも帰属して児童の様子に注意を払い、折りに触れて必要な指導を行いながら見守ります。
- ・保護者と連携を図りながら、児童をよりよい方向に導くよう努めます。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある授業・学級・学校づくり

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という思いを味わえるよう、教科指導の充実に努めます。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、よさを認め合う学級・学校経営の充実に努めます。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適宜取り上げ、児童